

実績評価書

(厚生労働省28(Ⅶ-1-1))

施策目標名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅶ-1-1)									
施策の概要	本施策は生活困窮者等に対する生活保護を適正に実施するとともに、生活保護に至る前の段階での自立を図るための包括的な相談支援や就労支援等を実施している。									
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 また、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)において、この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 国、都道府県、市及び福祉事務所に設置する町村等の責務については、生活困窮者自立支援法第3条にて、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと等を規定している。									
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額			
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,887,388,450	2,937,709,050	2,954,697,772	2,963,310,447	2,972,777,387	2,997,105,400		
		補正予算(b)	3,834,619	-58,462,281	-478,884	-30,006,016				
		繰越し等(c)	-14,239,432	14,239,432	-11,062,132	11,062,132				
		合計(a+b+c)	2,876,983,637	2,893,486,201	2,943,156,756	2,944,366,563	2,972,777,387	2,997,105,400		
	執行額(千円、d)	2,858,706,165	2,833,757,070	2,886,462,570	2,884,226,669					
執行率(%、d/(a+b+c))	99.4%	97.9%	98.1%	98.0%						
関連税制										
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説、政府決定、関連計画等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)						
	-	-		-						
測定指標	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	【指標1】 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 【AP改革項目関連：社会保障分野④】 【APのKPI】	生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐ事が重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、福祉事務所来訪者(推計80万人)のうち、生活保護に至らない者の推計数が年間40万人であることを踏まえ、平成30年度までに40万件とすることを目標値としている。なお、制度施行後3年見直しとされているため平成30年度を目標年度とした(施行はH27年度)。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度		×
		-				226,411件	222,426件	40万件		
年度ごとの目標値				34万件	34万件					
【指標2】 自立生活のためのプラン作成件数 【AP改革項目関連：社会保障分野④】 【APのKPI】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、平成30年度までに年間新規相談件数の50%とすることを目標値としている。なお、制度施行後3年見直しとされているためH30年度を目標年度とした(施行は平成27年度)。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度		△	
	-				年間新規相談件数の約25%	年間新規相談件数の約30%	年間新規相談件数の50%			
年度ごとの目標値				年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%					

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
【指標3】 自立生活のためのプランに 就労支援が盛り込まれた対 象者数 【AP改革項目関連:社会保障 分野④】 【APのKPI】	支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成するが、支援の中でも就労支 援が大きな柱になることから、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏 まえ、平成30年度までにプラン作成件数の60%とすることを目標値としている。なお、制度施行 後3年見直しとされているため平成30年度を目標年度とした(施行は平成27年度)。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標とし て設定】							目標値	主要な指標	達成				
	基準値	実績値					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度		
	-	/	/	/	プラン作成 件数の約 50%	プラン作成 件数の48%	プラン作成 件数の60%							△
年度ごとの目標値	/	/	/	プラン作成 件数の60%	プラン作成 件数の60%	/								
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
【指標4】 就労支援プラン対象者のう ち、就労した者及び就労によ る収入が増加した者の割合 【AP改革項目関連:社会保障 分野④】 【APのKPI】	就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労及び増収することは、就労支援を 大きな柱としている生活困窮者自立支援制度として重要であることから、本指標を選定し、平 成26年度に実施したモデル事業に先駆的に取り組み、就労支援のノウハウを有する地方公 共団体のH27年度前半の実績を踏まえ、平成30年度までに45%とすることを目標値としてい る。なお、制度施行後3年見直しとされているためH30年度を目標年度とした(施行は平成27 年度)。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標とし て設定】							目標値	主要な指標	達成				
	基準値	実績値					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度		
	-	/	/	/	/	/	71%	45%						○
年度ごとの目標値	/	/	/	40%	42%	/								
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
【指標5】 住居確保給付金受給中に常 用就職した者の割合 ※平成21年10月より住宅手 当 ※平成25年度より住宅支援 給付金 ※平成27年度より住居確保 給付金	離職者がその就職活動に専念できるよう、就職活動の基盤である住まいを確保するため家賃 相当額を給付しているが、この給付が離職者の就職支援につながっているかを評価するた め、本指標を選定し、前年度末時点の実績を上回ることを目標値としている。							目標値	主要な指標	達成				
	基準値	実績値					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度		
	平成27年度 末時点 47.60%	41.0%	44.7%	46.3%	47.6%	48.3%	前年度末時 点以上							○
年度ごとの目標値	/	37%以上	41%以上	44.7%以上	46.3%以上	前年度末時 点以上	/							
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
【指標6】 被保護者就労支援事業等の 参加率 【AP改革項目関連:社会保障 分野④】 【APのKPI】	生活保護受給者の自立を助長するため、各地方公共団体においては、被保護者就労支援事 業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するた め、本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革工程表」において、平成30年度 に60%とすることを目標としている。 注:平成28年度実績値は、現在各福祉事務所より集計中のため未記載。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標とし て設定】							目標値	主要な指標	達成				
	基準値	実績値					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度		
	-	/	/	/	35.8%	集計中	60%							○
年度ごとの目標値	/	/	/	-	-	/							-	
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
【指標7】 被保護者就労支援事業等に 参加した者のうち、就労し た者及び就労による収入が増 加した者の割合 【AP改革項目関連:社会保障 分野④】 【APのKPI】	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体において は、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効 果を評価するため、本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革工程表」におい て、平成30年度に50%とすることを目標としている。 注:平成28年度実績値は、現在各福祉事務所より集計中のため未記載。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標とし て設定】							目標値	主要な指標	達成				
	基準値	実績値					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度		
	-	/	/	/	45.0%	集計中	50%							○
年度ごとの目標値	/	/	/	-	-	/							-	

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
【指標8】 「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合) (※)生活保護世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。 【AP改革項目関連:社会保障分野④】 【APのKPI】	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革工程表」において、平成30年度に45%とすることを目標としている。 注:平成28年度実績値は、現在各福祉事務所より集計中のため未記載。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	○	-	
-	31.4%	32.1%	34.3%	35.5%	集計中	45%				
年度ごとの目標値		/								
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
【指標9】 医療扶助の適正化に向けた地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【AP改革項目関連:社会保障分野④】 【APのKPI】	後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても、更なる使用促進を図るため、後発医薬品の使用割合が75%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしており、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	○	○	
-	/	/	/	/	100%	100%				
年度ごとの目標値		/								
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
【指標10】 医療扶助について頻回受診対策を実施する地方公共団体 【AP改革項目関連:社会保障分野④】 【APのKPI】	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	○	○	
-	/	/	/	/	100%	100%				
年度ごとの目標値		/								
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
【指標11】 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 【AP改革項目関連:社会保障分野④】 【APのKPI】	後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても各種の取組を実施しているが、その効果を評価するため本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革工程表」において、平成29年央までに使用割合を75%とすることを目標としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年央	○	-	
-	/	48.2%(平成25年6月審査分)	58.7%(平成26年6月審査分)	63.8%(平成27年6月審査分)	69.3%(平成28年6月審査分)	75%				
年度ごとの目標値		/								
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
【指標12】 指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数	最後のセーフティネットである生活保護が適切に機能するよう、都道府県が生活保護指導職員を配置し、毎年度管内福祉事務所に対して指導監査を実施している。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定している。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○		
	99.9%	100%	100%	100%	集計中	100%				
年度ごとの目標値		/								

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)④
	総合判定	(判定結果)B
		(判定理由) 測定指標のうち10項目が「経済・財政再生計画」に基づくKPIであり、そのうち8項目については目標年度が未到来である。8項目のうち、達成までに年数を要すると見込まれる指標もあるが、それぞれの実績値は着実に伸びている。また、目標年度が到来しているものについては目標を達成している。このことから、施策目標の達成に向けての現行の取組が有効かつ適切に実施されていると考えられるため、目標達成に向けて進展ありと判定した。
評価結果と今後の方向性	施策の分析	(有効性の評価) 【指標1～4】生活困窮者自立支援法施行後2年間での支援状況は、新規相談者は約45万人、プラン作成により継続的に支援した人は約12万人、就労・増収した人は約6万人、支援における就労・増収率は約7割といった高い水準にある。平成27年度と28年度を比較するとプラン作成件数が伸びており、複合的な課題を抱える人も含め、相談を包括的に受け止めて、関係機関へのつなぎも含めて支援することが定着してきているといえる。なお、年間新規相談件数の目標値は、法の対象者が極めて多様であり定量的な値が不明である中で、福祉事務所来訪者(推計80万人)のうち、生活保護に至らない者の推計数が年間40万人であることを考慮して設定したものであり、制度施行前のモデル事業での状況を踏まえると極めて高い目標となっている。そうした中で、新規相談件数について年度ベースで見るとほぼ変わらないものの、月ベースで見ると、制度施行直後で27年度の数値が高かった4～7月を除けば、8月以降は前年度を上回る実績となっており、制度が着実に浸透してきていると評価できる。 【指標5】住居確保給付金受給中に常用就職した者の割合は前年度に比べ増加しており、本施策が有効であると評価できる。 【指標6～8】平成27年度は被保護者就労支援事業や被保護者就労準備支援事業などの取組に12.1万人が参加した結果、5.5万人が就労又は増収となった。また、「その他の世帯」の就労率についても、就労者のいる世帯の割合が高くなっているなど、平成30年度の目標数値に近づいており、今後も就労支援の取組を進めていく。 【指標9、10】全国会議等で「後発医薬品使用促進計画」の必要性を説明するなどした結果、目標を達成し、地方公共団体における医療扶助に関する適正化の取組が促進されたと評価できる。 【指標11】目標達成年度に向けて着実に数値を伸ばしており、福祉事務所による関係者及び関係機関に対する周知活動等の取組が有効に機能していると評価できる。 【指標12】計画期間中のすべての年度において目標を達成している。実施にあたっては、実施計画を策定するとともに、福祉事務所ごとの過去の監査結果、最近の保護の動向等を勘案して監査の重点事項を定めるなど、効果的な監査指導に努めており、施策は有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価) 【指標1～5】生活困窮者自立支援制度については、自立に向けたプランの作成数、事業を通して就労した者及び就労による収入が増加した者が増加してきているほか、きめ細かなステップアップも実現しているなど、事業の成果が見られており、効率的な支援が図られていると考えている。また、平成29年5月より社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、生活困窮者自立支援法施行3年後見直しに向けた検討を行っており、自立に向けた支援メニューについて費用や効果の観点も踏まえつつ検討することとしている。 【指標6～8】就労支援の効率的な実施のため、各自治体において就労支援員の増員や、被保護者就労準備支援事業の実施など支援体制の充実を図ることで、個々の被保護者の課題に応じた丁寧な支援を実施している。 【指標9】「後発医薬品使用促進計画」は、後発医薬品の使用割合が75%未満の団体が、使用割合が低い理由を分析し、対応方針を策定するものであり、指標11に直結する。指標11は年々数値が伸びていることから、当該施策は効率的に機能している。 【指標10】診察日数が過度に多い生活保護受給者に対して適正化させることを目的としており、医療扶助の適正化の一層の推進を図ることに寄与するものである。頻回受診対策を実施している地方公共団体は100%となっており、当該施策は効率的な運用がなされている。

		<p>(現状分析)</p> <p>【指標1～5】生活困窮者の自立の促進を図るためには、まずは早期に対象者を把握するとともに、本人の状況に応じた包括的な支援を行うことが重要である。制度施行により、複合的な課題を抱える人も含め、相談を包括的に受け止めて、関係機関へのつなぎも含めて支援することが定着してきているといえる。また、自立に向けた支援の中でも就労支援が大きな柱になるものであり、これらの事業の実施は政策目的の達成に有効と考えている。(なお、経済・財政再生計画のKPIIにおいても同様の目標を掲げている。)引き続き、平成30年度の目標達成に向けて、更に施策を推進するとともに、生活困窮者に対して包括的な支援が提供できるよう必要な見直しをしていく必要がある。</p> <p>【指標6～8】就労支援による就労又は増収者は一定の成果を上げているが、事業の参加率について、より向上させる必要がある。現在就労中の者で、被保護者就労支援事業へ参加することにより、さらに増収が見込まれる者もいることから、現在事業に参加せず就労している者や求職活動をしている者の状況を詳細に調査し、事業に参加すべき者に対しては事業への参加を促していく。</p> <p>【指標9、10】「後発医薬品使用促進計画」の策定及び頻回受診対策については、各地方公共団体においてを毎年実施することとしているため、引き続き目標が達成できるよう進捗確認する必要がある。</p> <p>【指標11】年々実績を伸ばしていることから、引き続き関係者及び関係機関に対する周知活動等を実施していく必要がある。</p> <p>【指標12】全福祉事務所に対して指導監査を実施できており、生活保護の適正実施を図るために、引き続き事業を実施していく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>生活困窮者自立支援制度については、就労支援や家計相談支援に加え、住まいの確保の支援も含めたより包括的な支援となるよう、平成29年度に行う制度全般の検討の中で議論を進める。</p> <p>被保護者に対する就労支援については、参加率や就労・増収の状況に大きな地域差が存在していることを踏まえ、先進事例の横展開を図るなど、取組を推進する。</p> <p>後発医薬品の使用促進については、平成29年度に行う制度全般の検討の中で、更なる対策の検討を行う。</p> <p>頻回受診対策については、受診指導の対象者の範囲を順次拡大し、取組の強化を図る。</p> <p>(予算要求について)</p> <p>後発医薬品の使用促進及び頻回受診対策に関して、レセプトを活用した医療扶助適正化を支援することについて概算要求額に計上した。</p> <p>(税制改正要望について)</p> <p>(機構・定員について)</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(平成29年8月22日開催)では、制度の意義と事業の着実な伸展を評価いただいた一方で、KPIIにとられず現行の目標値の見直し・新たな指標の設定を検討すべき等の意見があった。これらの意見を踏まえ、現在議論を進めている制度全般の見直しの中で指標の再検討を行った上で、主要な指標を選定する。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<p>○生活困窮者自立支援制度について：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html</p> <p>○生活保護制度について：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuho/index.html</p>
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>社会・援護局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>保護課長 鈴木 建一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	---------------	---------------	-----------------------	-----------------	----------------